

議 事 録

会 議 の 名 称	令和3年度 第4回 国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和4年1月26日
開 催 方 法	書面開催 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
出 席 者	委員12名
会 議 次 第	1 議 事 (1) 令和4年度国民健康保険特別会計予算案について (2) 令和3年度国民健康保険特別会計3月補正予算案について 2 報告事項 (1) 赤字削減・解消変更計画書について 3 その他
配 布 資 料	1-1 令和4年度国民健康保険特別会計予算案 1-2 令和4年度国民健康保険特別会計予算案の概要 2 令和3年度国民健康保険特別会計3月補正予算案 3-1 赤字削減・解消変更計画書 3-2 赤字削減・解消計画変更に伴う削減予定額比較表 4 意見書 5 埼玉県国保協議会による「陳情書」 6 令和3年度版見てなっとく！さいたまの国保 7 国保のすがた 8 埼玉の国保2021年12月号、2022年1月号
議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
委員	「1-2 令和4年度国民健康保険特別会計予算案の概要」 過年度分の保険税となると収納率はグッと低くなるので、現年度のうちに手をうつのが効果があるのは明らか。また、収納率が県の目標値に到達すれば交付金も多くいただけるのではないで

事務局	<p>しょうか。マンパワーの増員はないのでしょうか。</p> <p>保険税の収納につきましては、納税課においても現年度のうちに手をうつことは収納率向上に大きな効果が見込まれると考えていることから、引き続き、納期内納付が図れる口座振替を推進していくとともに、いつでも納付ができるコンビニ収納、スマホ決済の啓発をまいります。</p> <p>また、納期限を過ぎても未納の場合には、督促状、催告書、差押予告書などの文書催告を行うとともに、滞納となる税の累積化、長期化を防ぐ意味からも早期に財産調査を行い、一定の資力があるにも関わらず納付がない場合には、税徴収の公平性に鑑み法令に基づく滞納処分を実施し、年度内完納に努めます。</p> <p>交付金につきましては、保険者努力支援交付金において、被保険者数の規模等に応じて設定された目標収納率を達成した場合に、補助金が交付される基準があります。</p> <p>マンパワーの増員につきましては、現状の限られた人員の中で保険税の地道な収納対策を行うとともに、滞納者には納付相談や分割納付等、滞納者の状況に合わせ、きめ細かい対応を図ってまいります。</p>
委員	<p>「1-2 令和4年度国民健康保険特別会計予算案の概要」</p> <p>段階的な税率の見直しですが、滞納者が多い、コロナ禍、生活用品の値上げラッシュなど不安な要素が重なっているのもう少し様子を見るのも必要かと思います。</p>
事務局	<p>税率の見直しにつきましては、コロナ禍や社会情勢などを踏まえつつも、国民健康保険の財政運営は、被保険者の減少や高齢化、1人当たりの医療費の増加などにより厳しい状況にあり、また、埼玉県では、令和9年度に保険税水準の準統一(※)が進められていることから、様々な要因を総合的に勘案して、国民健康保険の持続的な、安定的な運営が図れるよう検討してまいります。</p> <p>※保険税水準の統一とは、同一都道府県内において、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となることで、埼玉県の保険税水準の準統一とは、収納率格差以外の項目を統一すること。</p>
委員	<p>「1-2 令和4年度国民健康保険特別会計予算案の概要」</p> <p>「保健事業」について、被保険者数の減少による「保養所利用補助」、「健康マイレージ事業」の減額はいたしかたないと思いますが、各事業の周知徹底や申込方法の簡素化を図り、市民が気軽に参加できる工夫を期待します。また、新しいアイデアや先進的な取組をしている市町村に学び、他課との連携を含め、新規事業の立ち上げは無理でしょうか。</p>
事務局	<p>保健事業の周知につきましては、以前からホームページや広報</p>

	<p>を通じて行っており、令和3年度からは新たにパンフレットにも掲載したところがございますが、現在の国保制度は、市町村の個々の取組が評価され、交付金に反映されることから、他市町村の状況も踏まえ、効果的な周知方法等について、検討してまいります。</p>
<p>委員</p>	<p>「3-2 赤字削減・解消計画変更に伴う削減予定額比較表」 「保険者努力支援交付金の獲得」について、人間ドックの個人検査結果を提出することに抵抗がある人に、受けた検査項目が分かる物を提出してもらい、「特定健診」項目を満たしていれば受診者として認定することは不可能なのではないでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>提出していただく検査結果につきましては、特定健診の項目が満たされていれば、特定健診の受診者として登録が可能となります。検査結果の提出に抵抗がある場合は、任意の様式でも差支えありません。</p>